

info  
**07**

国民健康保険からのお知らせ

# 修学する方の資格確認書・資格情報のお知らせ (通称：マル学) について

## マル学の **交付** の手続き

国民健康保険の加入者が大学・専門学校などに進学するために市外へ転出する場合、修学する方のマル学の交付手続きをすることで、転出後も引き続き市の国民健康保険に加入できます。マル学が交付された方の国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主に課税されます。転出後でも、下記②の場合は同様に取り扱います。

交付手続きに必要なもの	
①国民健康保険加入者が進学により転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ</li> <li>在学証明書</li> </ul>
②進学により他市町村に住んでいる社会保険加入者が新たに市の国民健康保険に加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険資格喪失連絡票(会社が発行したもの)</li> <li>在学証明書</li> </ul>

### お願い

窓口や郵送で転出手続きをする際に、修学のために転出する旨をお知らせください。マイナポータルから転出の手続きを行う場合は、関連手続きの「子どもの単身引越し」を選択してください。

※選択しないと市の国民健康保険が使えなくなりますのでご注意ください。



## マル学の **返還** の手続き

マル学を交付された方が大学・専門学校などを卒業した際は、返還手続きが必要です。

学生でなくなった日以降に、このマル学を使って医療機関を受診した場合、不当利得として市が負担した保険給付分を返還してもらう場合がありますので、速やかな返還手続きをお願いします。

返還手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ</li> <li>卒業証明書や退学証明書など、学生でなくなった事実が確認できる書類</li> </ul>

問 市民課国保年金班 (☎ 55-8164)

info  
**08**

「強い経済」を実現する総合経済対策

# 「物価高対応子育て応援手当 (児童一人につき2万円)」の申請は お済みですか？

申請期限 **3月31日(火)**

対象となる方には個別に案内をしていますので、申請がお済みでない方は、期限まで忘れないように手続きしてください。

本件手当は、令和7年9月30日時点で児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)を扶養している方が対象です。まだ市または職場(公務員に限る)から案内されていない方は、下記に問い合わせください。

問 子ども未来課児童福祉班 (☎ 78-0166)